

第1章 基本的事項

第1節 基本的な考え方

1 これまでの取組

- 本県では、昭和30年～40年代の高度経済成長期において、大気汚染、水質汚濁等の公害問題や自然環境の破壊が進行しました。こうした問題に対し、公害関係法や、「広島県公害防止条例」(昭和44年制定, 昭和46年全面改定), 「広島県自然環境保全条例」(昭和47年)等による各種規制の強化, 公害防止計画等による環境保全対策の推進並びに県民, 事業者, 市町村等の努力によって, 激甚な公害の克服や優れた自然環境の保全に一定の成果を上げてきました。
- この間, 経済成長に伴う都市化の進展や生活様式の変化, 大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済システムの定着等により, 自動車交通公害, 生活排水等による水質汚濁などの都市・生活型公害や廃棄物量の増大など, 新たな環境問題が発生してきました。また, 経済活動や生活活動区域の拡大は, 地球温暖化や野生生物種の減少など, 地球的規模の環境問題も引き起こしています。
- こうした問題に対処するため, 本県では, 環境の保全に関する基本理念, 県民・事業者・行政の責務や施策の基本的事項を定めた「広島県環境基本条例」を平成7年3月に制定するとともに, 平成9年3月には, 同条例に基づく「第1次広島県環境基本計画」を策定し, 平成15年3月には「第2次広島県環境基本計画」を策定しました。
- また, 地球温暖化など人のライフスタイルと密接に関わる問題の解決には, 県民一人ひとりが環境への関心を深め, 環境に配慮した行動に結びつけるための環境学習が重要な役割を担っていることから, 平成11年3月に「広島県環境学習基本方針」を策定しました。
- その後, 地球温暖化問題の拡大や廃棄物処分場のひっ迫, ダイオキシン類等の有害化学物質問題など, 新たな課題に対応するため, 平成15年3月に環境基本計画を改定するとともに, 平成15年10月には「広島県公害防止条例」を全面改正し, 「広島県生活環境の保全等に関する条例」を制定し, 環境関係施策の総合的な推進を図っているとあります。

2 環境をめぐる動き

(1) 環境政策の新たな展開

- 平成 15 年3月の環境基本計画の改定後、本県においては、
 - ・産業廃棄物埋立税の導入や税を活用した廃棄物抑制施策の実施（平成15年度～）
 - ・ひろしまの森づくり県民税の導入や税を活用した森林整備事業等の実施（平成 19 年度～）など、経済的手法を用いた新たな施策が導入されています。
- また、環境問題の原因の拡がりを踏まえ、
 - ・地球温暖化防止県民運動の実施（平成 20 年度～）
 - ・マイバック運動の実施（平成 21 年度～）
 - ・「ひろしま環境の日¹（毎月第1土曜日）」の設定（平成 22 年度）など、県民・事業者の環境配慮を促す新たな施策の展開が図られています。

(2) 今日の5つの課題

- このように、計画の改定以降も、環境問題の変遷に合わせ、様々な取組を行ってきましたが、環境を取り巻く今日の課題としては、次の「5つの課題」が挙げられます。

【 今日の5つの課題 】

- 地球温暖化問題の深刻化(温暖化の危機)
- 資源の過大消費, 廃棄物の不適正処理(資源循環の更なる推進)
- 海域COD², 光化学オキシダントなどの環境問題(地域環境の更なる改善)
- 身近な自然・野生生物種の減少(生物多様性の危機)
- 課題解決のための基盤整備

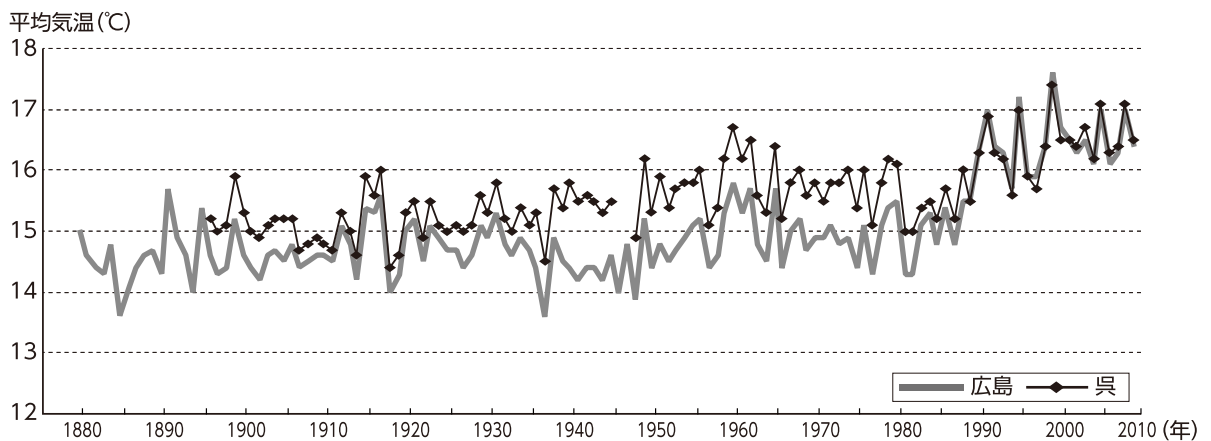
1. ひろしま環境の日：地球温暖化防止のため、県民一人ひとりのエコ意識の高揚を図り、実践行動を促すことを目的として、平成 22 年 6 月から毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」として定め、「エコドライブ・エコ通勤」、「エコな買い物」、「省エネ生活」などを呼びかけている。

2. COD（化学的酸素要求量）：Chemical Oxygen Demand の略。水中の有機物を酸化剤で酸化する時に消費される酸素の量で、湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。

ア 地球温暖化問題の深刻化（温暖化の危機）

- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告書³（2007）では、次のような報告がされています。
 - ・世界の平均気温は、1906年から2005年までの100年間で0.74℃上昇し、最近の50年の気温上昇は、過去100年のほぼ2倍の速度で上昇している。
 - ・20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガス⁴濃度の観測された増加によってもたらされた可能性が高い。
- 広島市の平均気温の推移は、ヒートアイランド⁵等の影響もありますが、過去100年で約2℃上昇しており、世界の平均気温上昇よりも高くなっています。
- 温暖化の進行は、降水量の変化や風水害、生態系や農林水産業への影響、健康被害など、大きな影響をもたらすと予測されており、低炭素社会づくりに向けた温暖化防止対策が必要です。

図表 1-1 広島市及び呉市における年平均気温の推移



イ 資源の過大消費，廃棄物の不適正処理（資源循環の更なる推進）

- 従来の大量生産，大量消費，大量廃棄型の社会経済システムのあり方を見直し，社会における物質循環を確保することにより，天然資源の消費を抑制して環境負荷が少ない循環型社会を実現することが必要です。
- また，「循環型社会の実現」に当たっては，環境負荷をより増大させる廃棄物の不適正処理の是正とともに，地球温暖化問題に対応した「低炭素社会」の構築に資する取組を併せて進めることが必要となっています。

3. 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告書：平成19（2007）年に発表された気候変動に関するIPCCの最新の科学的知見をまとめた報告書。

4. 温室効果ガス：大気を構成する気体であって，赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では，二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素，ハイドロフルオロカーボン，パーフルオロカーボン，六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

5. ヒートアイランド：都市化の進展に伴い，コンクリートやアスファルト等の地表面被覆の増加や緑地の減少とともに，空調機器や自動車からの排熱が増加することにより，都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。

ウ 海域 COD, 光化学オキシダントなどの環境問題（地域環境の更なる改善）

- 工場排水、ばい煙などによる環境問題は、積極的な公害対策や、発生源に対する規制措置により大きく改善されていますが、低水準で推移している瀬戸内海の COD 環境基準⁶ 達成率や大気中の光化学オキシダント⁷ 環境基準達成率など未改善の課題が残されています。
- また、大陸からの大気汚染物質の越境問題、科学的に解明されていない化学物質による環境に影響を与えるリスク、土壤汚染等の問題などの課題への対応も必要となっています。

エ 身近な自然・野生生物種の減少（生物多様性の危機）

- 生物多様性においては、人間活動や開発により生態系が破壊されたり、生活様式や産業構造の変化などによる自然（里山⁸、草地の利用など）に対する働きかけの減少等により、生態系の質的な劣化も懸念されています。
- 加えて、絶滅が危惧される野生生物の種数が増加傾向にある中、イノシシ、ニホンジカや、外来種⁹などによる生態系、農林水産業等への影響が発生しています。

オ 課題解決のための基盤整備

- 前述の4つの課題を解決するためには、横断的な仕組みづくりが必要です。
- 学校では各教科や総合的な学習の時間において、地域では社会教育や NPO 等の民間団体により、企業では環境関連の法規制、ISO14001¹⁰等や社会的責任の観点から、それぞれ環境教育の取組が進んでいます。これらの取組により県民の環境意識は高まっていますが、必ずしも具体的な行動に結びついていない面もあり、多様な主体と連携・協働し、様々な機会を通じてエコ活動を行う人づくりを推進する必要があります。
- また、消費者の意識の変化や、環境への対応等を背景とした市場ニーズの拡大等により、環境にかかわる市場・雇用の規模が今後大きく伸びることが予測されています。本県の環境の改善と経済の活性化に向け、新たな産業・ビジネスを育成する戦略的な取組が必要となっています。

6. 環境基準：環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

7. 光化学オキシダント：工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなど酸化性物質の総称。

8. 里山：市街地等で従来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

9. 外来種：国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。

10. ISO14001：「国際標準化機構」（International Organization for Standardization）が正式名称。1996 年に発行された ISO14001 は、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善が継続的に運用されるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するために要求される規格。

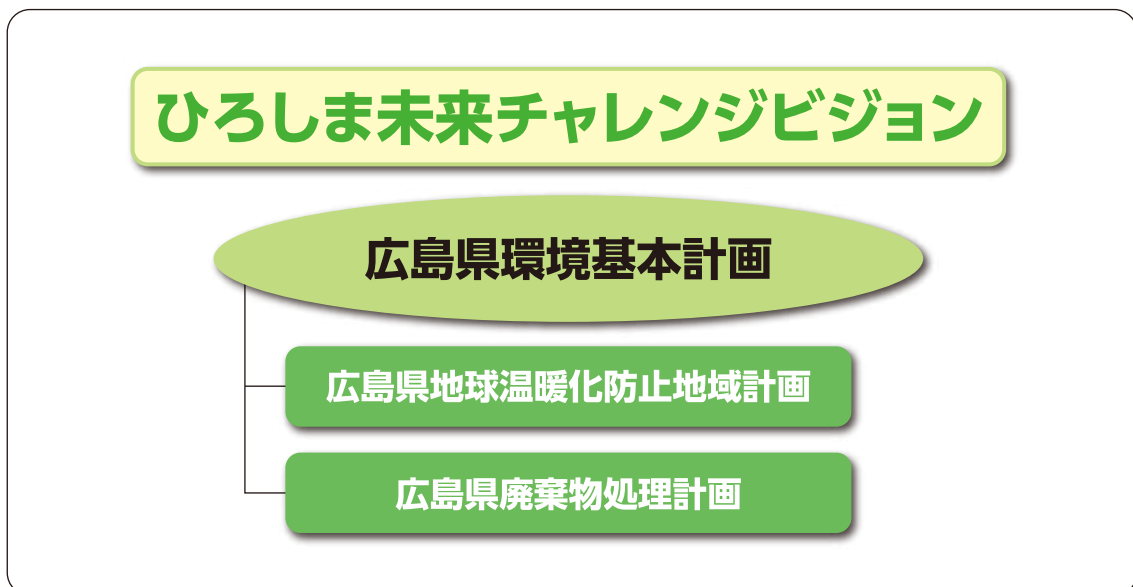
3 計画策定の方針

(1) 計画の位置づけ

- 環境問題の変化に適切に対応し、環境への負荷の少ない持続可能な地域社会づくりを進めるため、環境基本計画を策定します。
- この計画は、平成22年10月に策定した、県の「ひろしま未来チャレンジビジョン¹¹」を環境の面から推進するため、「広島県環境基本条例」第9条の規定により環境保全に関する基本構想や環境保全に関する施策に係る基本的な事項を定め、次の役割を果たすものとします。

- 環境の保全に関する長期的な目標と施策の全体像を明らかにすることにより、環境の保全に対する共通認識を形成する役割
- 環境の保全に関する計画や指針に対する上位計画として基本的方向を与え、環境の保全に関する諸施策を総合化・体系化することで有機的連携を促し、環境行政の計画的な推進を可能にする役割
- 県民、事業者等のあらゆる主体の協力による取組を進めるための指針としての役割
- 環境に影響を及ぼす可能性のある各種計画の策定や施策の実施に対して、環境保全との調和・調整を図る上での指針としての役割

- また、「第2次広島県地球温暖化防止地域計画」、「第3次広島県廃棄物処理計画」など個別計画に本計画の内容を反映し、詳細は各計画で定めます。



11. ひろしま未来チャレンジビジョン：『将来にわたって、『広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった』と心から思える広島県の実現』を基本理念にした、新たな広島県づくりを推進するためのビジョン。（平成22年10月策定）

(2) 新たな視点・ポイント

- 計画の策定に当たり、次の「新たな視点」や「ポイント」を盛り込んでいます。

新たな視点

- 本県が目指す環境の姿（将来像）を提示
- 目指す姿（将来像）の実現に向けて、県民・事業者・行政が果たす役割を提示

ポイント

- 環境への負荷の少ない持続可能な地域社会づくり
- 環境と経済の好循環に向けた未来への投資
- 本県の地域特性や強みを生かした施策の展開

ア 計画策定の新たな視点

- 地球温暖化問題等、その課題が、経済や社会の在り方そのものに関わり、長期間にわたる対策が求められる場合は、あるべき将来像を示し、その実現のために、どのような施策を展開するかを考えていくこと（バックキャスト）が重要です。
- このため、本計画においては、環境の目指す姿（将来像）を提示し、県民、事業者、行政などあらゆる主体がこの将来像を共有した上で、各主体が果たす役割を明確にし、各将来像の実現に向けた施策を展開することにより、基本理念の具現化を図っていきます。

イ 計画策定のポイント

- 地球温暖化問題に見られるように、地球全体又は地域における環境面からの負荷の許容量には限界があります。環境保全の観点から持続可能な社会・経済の姿を目指すことが、将来にわたる持続可能な発展に結びつくものと考えられます。
- 本県は、瀬戸内海沿岸の豊富な日射量や、西中国山地の豊富な森林資源に恵まれており、これらを生かした太陽光発電や、バイオマス¹²エネルギー導入に高いポテンシャルがあります。

12. バイオマス:もともと生物(bio)の量(mass)のことだが、再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料は除く)をいう。

- また、太陽電池¹³ 関連産業や LED¹⁴ 関連産業が集積しているほか、ものづくり産業における世界トップレベルの技術や、トップシェアを誇る企業等の集積を生かした新たな取組（環境・エネルギー関連産業等）など、成長産業への潜在能力を有しています。
- そのほか、県民・事業者に環境に配慮した実践行動を呼びかける「ひろしま環境の日」の設定や、地域での地球温暖化問題や廃棄物問題解決のための環境保全活動が活発に行われるなど、基盤づくりが進んでいます。
- 本県の強みであるこれらの自然資源や基盤の活用、産業の活性化により、温暖化対策を始めとする環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することにより環境も良くなるような環境と経済の関係「環境と経済の好循環」を目指します。

(3) 計画の期間

【 計画の期間 】

平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度まで（5年間）

- 本計画の期間は、平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度までの5年間とします。
- 計画の内容については、社会情勢の変化、科学技術の進歩及び科学的知見の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

13. 太陽電池：半導体の一種で、光エネルギーを直接電気に変え、太陽光を受けている間だけ電気を発生する太陽光発電装置。
14. LED：発光ダイオード（Light Emitting Diode）、電気を流すと発光する半導体。

第2節 基本理念・施策体系

1 基本理念

【基本理念】

「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」

～ 持続可能な社会に向けて、あらゆる主体が考え行動することで、広島が変わる。～

- 旧計画（第1次基本計画，第2次基本計画）の基本理念【環境にやさしい広島づくりと次代への継承】は，「広島県環境基本条例」の趣旨・目的の下に，環境基本計画を貫くコンセプトとして定められています。
- 本計画でも，持続可能な地域社会を構築し次代へ継承する旧計画の基本理念【環境にやさしい広島づくりと次代への継承】を引き続き基本理念とします。
本計画で示す諸施策は，全てこの基本理念を具現化するためのものです。
- 更に，基本理念を補完し，県民，事業者へメッセージを発信するため，「持続可能な社会に向けて，あらゆる主体が考え行動することで，広島が変わる。」をサブテーマとして決めました。

広島県環境基本条例 前文

わたしたちの広島は，世界に誇れる瀬戸内海をはじめ，中国山地などを擁する美しく豊かな環境に恵まれ，遠い過去から現在へとつながる時の流れの中で，生活を営み，産業を興し，個性ある文化を創り出してきた。

しかし，今日的大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした経済社会活動は，環境の恵みである資源を消費し，不用物を環境に排出していく営みでもあり，環境に大きな影響を及ぼしている。

また，自然の復元力を超えるまでに大きくなりつつある人間の活動は，自然の生態系を破壊するだけでなく，地球の温暖化やオゾン層の破壊などの地球的な規模の環境問題を引き起こし，人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは，健康で文化的な生活を営む上での現在及び将来の県民の権利であり，この環境を守り，育て，将来の世代に継承していくことは，わたしたちの責務である。

わたしたちは，環境が有限なものであることを深く認識し，県民・事業者・行政が相互に協力しあって，環境への負荷の少ない持続的発展が可能な広島を目指さなければならない。

ここに，わたしたちは，広島の健全で恵み豊かな環境を保全していくとともに，よりよい環境を築き，これを将来の世代に引き継いでいくことを決意し，この条例を制定する。

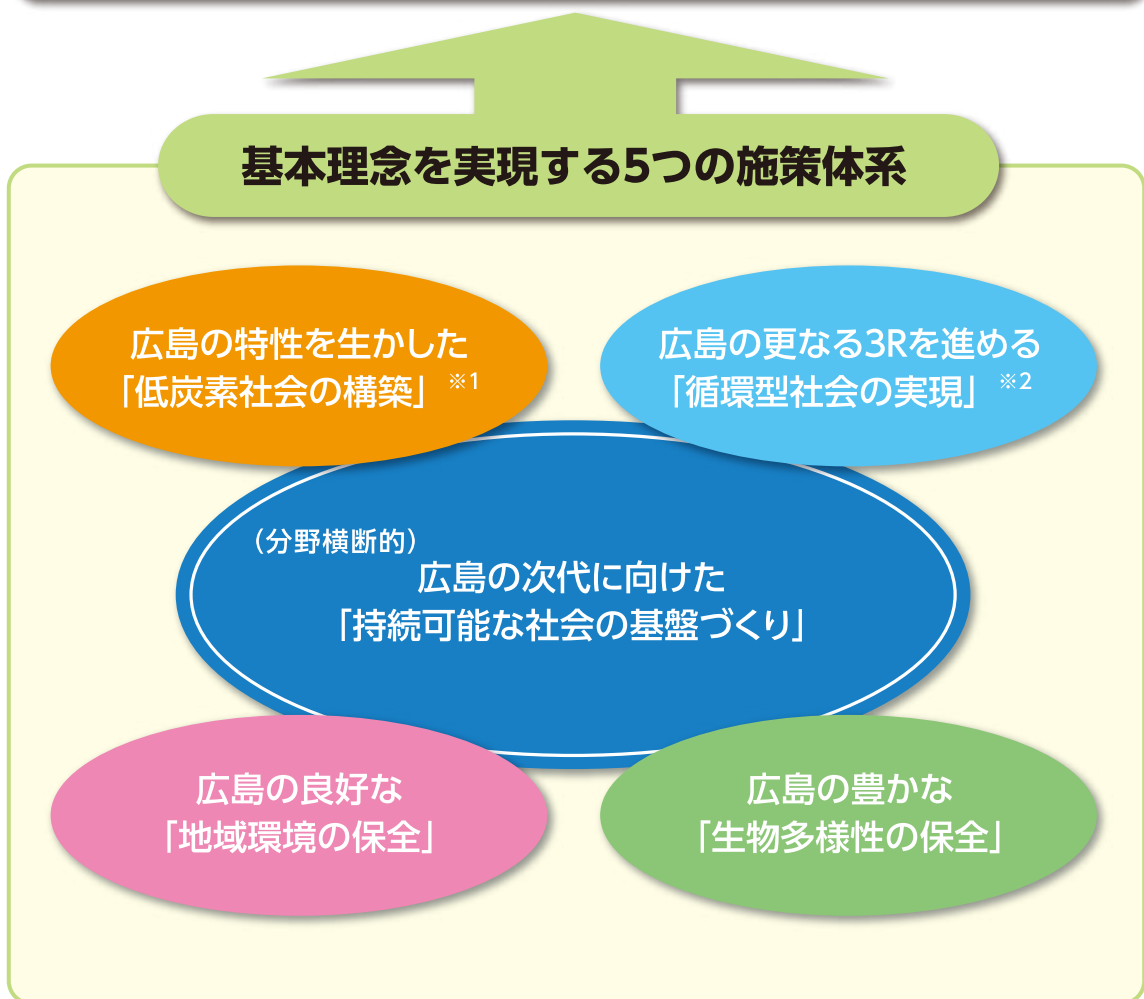
2 基本理念を実現する5つの施策体系

- 第1次, 第2次計画では, 基本理念の具体化に向け【循環】・【地球】・【共生】・【参加】・【連携】の5つの基本目標が定められていました。
- 本計画では, 5つの今日的課題である「温暖化の危機」, 「資源循環の更なる推進」, 「地域環境の更なる改善」, 「生物多様性の危機」, 「課題解決のための基盤整備」に対応するため, 【低炭素社会の構築】、【循環型社会の実現】、【地域環境の保全】、【生物多様性の保全】に加え, これらと横断的に関係する【持続可能な社会の基盤づくり】をあわせて, 5つの施策体系に再構築します。

【基本理念】

「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」

～ 持続可能な社会に向けて, あらゆる主体が考え行動することで, 広島が変わる。～



※1 「第2次広島県地球温暖化防止地域計画」で詳細を定める。

※2 「第3次広島県廃棄物処理計画」で詳細を定める。

第3節 目指す姿（将来像）

- 本計画においては、「ひろしま未来チャレンジビジョン」に示す基本理念「将来にわたって、『広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった』と心から思える広島県の実現」の下、環境分野での目指す姿（将来像）『環境への負荷の少ない持続可能な社会の仕組みが構築されている』を具体的に表す将来像を示します。
- 将来像は、再構築した5つの施策体系【低炭素社会の構築】、【循環型社会の実現】、【地域環境の保全】、【生物多様性の保全】、【持続可能な社会の基盤づくり】ごとに、おおむね10年先のイメージとして目指す姿を提示します。県民、事業、行政などあらゆる主体がこの将来像を共有し、各将来像の実現に向けた施策を展開することにより、基本理念を具現化します。

広島の特性を生かした「低炭素社会の構築」

【目指す姿】

- 各家庭では、省エネ家電、エコカー、省エネ住宅など化石燃料やエネルギー消費の少ない商品や設備が身近なものとして普及・定着しています。
- 各企業では、生産や流通などの過程において低炭素型の施設・設備を導入しています。
- 都市部では、バスや電車などの公共交通機関や自転車の利用が進んでいます。
- 豊富な日射量を生かした太陽光発電、中国山地の豊富なバイオマス等、地域の特性に応じた再生可能エネルギーが広く普及しています。
- 森林が適切に整備・管理されており、二酸化炭素の吸収源としての機能が維持されています。



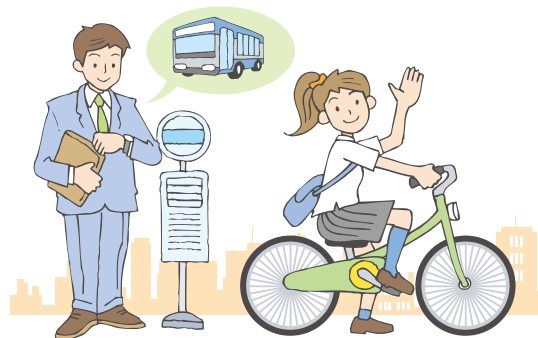
省エネルギー・省資源のライフスタイル
(太陽光発電, LED照明, エコカー, 省エネ家電等)



事業活動の省エネルギー化



森林吸収源対策を推進



公共交通機関や自転車を積極的に利用

広島の更なる3R¹⁵を進める「循環型社会の実現」

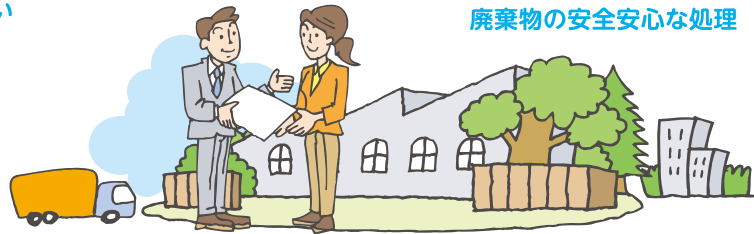
【目指す姿】

- 県民・事業者が、廃棄物の3R(発生抑制, 再使用, リサイクル)のそれぞれの段階に応じた取組を展開することにより、天然資源の消費が少ない循環型社会が実現しています。
- 不法投棄・不適正処理が行われず、処理施設・リサイクル施設が充実し、廃棄物が安全・安心に処理されています。



天然資源の消費が少ない
循環型社会

廃棄物の安全安心な処理



広島の良い「地域環境の保全」

【目指す姿】

- 公園や下水道, 交通環境の整備などにより、誰もが安全で快適なまちづくりが進んでいます。
- 化学物質対策, 土壌汚染対策等が実施され、良好な空気・水・土壌が確保でき、安全・安心に暮らせる環境が保たれています。



安心・安全に暮らせる環境
(化学物質対策, 土壌汚染対策など)



安全で快適なまちづくり
(公園, 下水道, 交通環境の整備など)

15. 3R:リデュース (Reduce:発生抑制), リユース (Reuse:再使用), リサイクル (Recycle:再生利用) をいう。リフューズ (Refuse:過剰包装等の拒否), リペアー (Repair:修理) を含めて5Rとすることもある。

広島豊かな「生物多様性の保全」

【目指す姿】

- 県民一人ひとりが、生物多様性の重要性を認識し、日常的にその恵みを享受できる、自然と人との共生社会が構築されています。
- 中国山地及び瀬戸内海などの環境や野生動植物の生息・生育空間が保全され、多種多様な野生生物が生息・生育し、自然と気軽にふれあえる場が身近に確保されています。



豊かな自然 中国山地・瀬戸内海の保全

自然と人との共生社会

(分野横断的施策)

広島の次代に向けた「持続可能な社会の基盤づくり」

【目指す姿】

- 環境学習が充実しており、誰もが環境に配慮した行動をとり、また地域の一員として地域活動やボランティア活動に積極的に参画しています。
- 全ての産業が環境に配慮した事業活動を展開しています。
- 県内ものづくり産業の持つ技術力や地域資源を活用した環境関連技術・製品開発が進展しています。



環境学習や環境保全活動へ積極的に参画



環境への負荷の少ない商品やサービスの選択



環境に配慮した行動



ものづくり産業の技術力、
地域資源を生かした
環境関連技術や製品開発